

平成27年10月の思いやり通信



低炭素住宅ってどんな住宅？

「低炭素住宅認定制度」

- ・断熱性能が省エネ基準を満たすこと。
- ・電力などの一次エネルギー消費量を省エネ基準レベルの住宅に比べて10%以上削減すること。

・低炭素化に貢献する処置として8つの項目のうち2つ以上を採用すること。

①節水に関する機器を設置（節水トイレ・節水水栓・食器洗浄機）

②雨水、井水、雑排水利用

③HEMS（家庭用エネルギーの使用量をリアルタイムで見ることが出来る省エネ管理システム）、またはBEMS（ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るシステム）を設置。

④定置型の蓄電池の設置

⑤一定のヒートアイランド対策を講じている（屋上・壁面緑化や敷地緑化等）。

⑥住宅の劣化軽減の処置を講じている。

⑦木造住宅であること。

⑧高炉セメントなどを使用している。

・設計のポイントとしては、一次エネルギー消費量10%削減のために、エコジョーズやエコキュートなどの高効率型設備機器を採用。換気扇も消費電力の少ない（DCモータータイプ（直流モーター。消費電力が少なく安定した能力を発揮）の使用。照明器具でLEDを採用するなど。

（2015年9月1日 大阪木材仲買協同組合新聞記事より抜粋）

